		基本部分	夜動を行う職 員の動務条件 基準を満たさ ない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職 員、理解 員、理解 要素法 大士 大士 大士 大士 大士 大士 大士 大士 大士 大士 大士 大士 大士	注 常動のユニッ リーダーをユ ニット毎に配 置していない 電していない における体制 が未整備であ る場合	注 夜動職員配 置加算	注 リハピリテー ション規能強 化加算	注 個別リハビリ テーション実 施加算	注 認知症ケア加 算	注 認知症行動。 心理症状緊 急对応加算	注 緊急短期入 所受入加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 重度療養管 理加算	注 利用者に対し て送迎を行う 場合
		□ 介護市人保健協設 要介護1 (750 単位) 超減人所傳養介護費(1) - (従来型機塞>(従来型) 要介護3 (850 単位) 関介護4 (912 単位) 要介護5 (955 単位) 要介護7(779 単位)													
	(一) 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(I)	6 介護老人母籍報告 班際入市審教介書等(4) - 従来型借室>[在屯強化型] - 一												1日につき +120単位 (要介護4·5	
			-				### ### ### ### #### #################	に限る)							
		短期入所藏養介餘變(iv)													
		短期入所度最介證製(1)													
(1) 介護老人保健施設短期 入所療養介護費 (1日につき)	(二) 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養型老健: 看護職員を配置〉	短期入所度最介號製(ii)								+76単位					
		短期入所度整介接受(III)													
		短期入所療養介證變(N)												ı	
		a 介護老人保健施設 西海堡 (852 单位) 短期入所獲養介護費(1)													
	(三) 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養型を健: 看護オンコール体制〉	短期入所產業介護製(ii)	報告												
	BSC02 TEMPS	短期入所療養介證費(III) 要介護3 (1,025 單位) 《多床室〉[療養型] 要介護4 (1,101 單位) 要介護5 (1,177 單位) 要介護1 (854 單位)													
		短期入所療養介護費(IV) <多床室>【療養強化型】 要介護4 (1.170 単位)					+24単位				(7日間を	1.00344	+120単位		
		a ユニット型介護を人保護権数 短期入所書書介護費(1) ベユニット型備置>【従来型】 要介護3 (940 事項) 要介護5 (933 事位) 要介護5 (862 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			+30単位	+240単位			+90単位 (7日間を 服度)			片道につき +184単位
	(一) ユニット型介護老人 保健施設短期入所療養	b コニット型介護老人保護施設 短期入所需要介護費(i) <ユニット型領証>【在モ強化型】 要介護3 (999 単位) 要介護4 (1,1055 単位) 要介護5 (1,111 単位) を介護6 (829 単位)												1日につき +120単位	
	介護費(I)	□ ユニ州型の議老人保健施設 短期入所療養介護費(III) <コニ州型車個重》【従来型】 要介護4 (933 単位) 要介護5 (1,046 単位) 表介護6 (862 単位) 要介護6 (862 単位) ま介護7 (862 単位) ま介護7 (862 単位) ま介護7 (862 単位) ま介護7 (862 単位) まの表示												(要介護4.2	
		d ユニット型介護老人保健施設 短期入所康養介護費(W) <ユニット型準備室>【在宅途化型】 要介護5 (1,055 単位) 要介護5 (1,111 単位)													
		a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護型(i) <ユニット型個室>【療養型】 要介護2 (1,019 単位) 要介護3 (1,210 単位) 要介護5 (1,210 単位)													
(2) ユニット型介護老人保健 施設短期入所療養介護費	(二) ユニ州型介護老人 保健施設短期入所療養 介護者(TI)	b ユニット型介護を人保健施設 無分離2 (1019 単位) 短期入所産業介護費(※) 第八連盟 (1203 単位) イニニット型企業の主任業業後化型 第八連番 (1203 単位) 最次接4 (1279 単位) 第八連本 (1279 単位) 表別達5 (1355 単位) 第八連本 (1279 単位)				×97/100									
(1日につき)	<療養型老健: 看護職員を配置>	コニット型介閣を人保健施設 短期入所復養介護費(※) コニット型平幅第三〈母素型 20 20 20 20 20 20 20 2												日につき 1-120単位 (銀介操-1-5 に悪-6)	
		d ユニット型介護を人保健施設 短期入所健養介護費(い) 要介護2 (1019 事金) 要介護3 (1203 事金) ベユニット型中間定>【銀養強化型】 最介護4 (1279 事金) 要介護5 (1355 事金)													
		a ユニット型介護者人保健施設 短期入所需要介護費(:) 25 年20 <ユニット型信証と【報章型】 ・ 27 年3													
	(三) ユニット型介護老人 保健施設短期入所療養 介神器(TT)	カニット型介護を人保健施設 短期入所健康介護費(1) 差介護2 (10.13 単位) イニー外型側面と「健康操化型」 表介護4 (1,252 単位) 表介護4 (1,252 単位) 表介護5 (1,328 単位) 表次後6 (1,328 単位)	-											(国介)(国化)(国际)(国际)(国际)(国际)(国际)(国际)(国际)(国际)(国际)(国际	
	介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護 オンコール体制>	c ユニナ型介護を人保健施設 要介護1 (336 単位) 短期入所産業介護費(III) 美力騰3 (1.107 単位) ベユニナ型介護を人保健施設 表別2 (1.107 単位) 麦沙森4 (1.183 単位) 表別2 (1.187 単位) 麦沙森5 (1.259 単位) 上50年 単位													
		全 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本													
(3) 特定介護老人保健施設 短期人所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	(1.250 年位) (900 单位) (1.250 单位)											+60単位	(要介護4.5	

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 ・養皇を確以外の場合 (1月に1回3日を限要に、1日につき500単位を算定) ・養皇を確の場合 (1月に1回3日を限要に、1日につき500単位を算定)	
	(二) 特定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制機化加算(1) (目につき 12年位加算) (日につき 12年位加算) (二) サービス提供体制能化加算(目) (目につき 6年位を加算) (三) サービス提供体制体化加算(目) (目につき 6年のを加算)	
(7) 介護職員吳邁改善加算	(一) 介護業長県高金加軍(1) (1月につき + 所足単位×15/1000) (二) 介護職長県高金加軍(1) (1月につき + (一)7690/100) (三) 介護職長県高金加軍(II) (1月につき + (一)7690/100)	注 用定用位は、(1)から(6)までにおり裏定した単位数の合計
- 鉄剛	股療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

		基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院 患者の定員を超 える場合	看接・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	主 看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じ て得た数未満の 場合	解地の医師確 保計画を居出た もので、医師の 数が基準に定め いられた医師の員 ま 数に60/100を 乗じて得た数未 満である場合	耐地の医師確 保計画を届出た もの以外で、医 師の数が基準に 又定められた医師 の員数に 60/100を乗じ て得た数未満で ある場合	注 常動のユニット リーダーをユニット等に配置して いない等ユニット ケアにおける体 制が未整備であ る場合	注 応下幅が設備 基準を満たさな い場合	注 医師の配置について医療法施行 規則第49条の 規定が適用され ている場合	注 夜勤を行う職員 の勤務条件に関 する基準の区分 による加算	注 認知症行動·心 理症状緊急対 応加算	连 緊急短期入 所受入加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対して送迎を行う場合
	(一)病院療養病床 短期入所療養 介護費(I)	2.病院療養病床短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (720 単位) 要介護2 (828 単位) 要介護3 (1,061 単位) 要介護4 (1,161 単位) 要介護5 (1,250 単位)														
(1) 病院療養病床短期 3 所需集	看護<6:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (829 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,170 単位) 要介護4 (1,269 単位) 要介護5 (1,359 単位)														
	(二)病院療養病床 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	a.病院療養病床短期 入所療養介護費(i) 〈従来型欄室〉	要介護1 (661 単位) 要介護2 (768 単位) 要介護3 (925 単位) 要介護4 (1,078 単位) 要介護5 (1,119 単位)														
入所療養介護費 (1日につき)	看護<6:1> 介護<5:1>	b.病院療養病床短期 入所療養介護費(II) 〈多床室〉	要介護1 (770 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (1,034 単位) 要介護4 (1,187 単位) 要介護5 (1,228 単位)			×70/100											
l	(三)病院療養病床 短期入所療養 介護費(Ⅲ)	a.病院療養病床短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (632 単位) 要介護2 (741 単位) 要介護3 (889 単位) 要介護4 (1,043 単位) 要介護5 (1,083 単位)				×90/100		×90/100								
	看護<6:1> 介護<6:1>	b.病院療養病床短期 入所療養介護費(II) 〈多床室〉	要介護1 (741 単位) 要介護2 (850 単位) 要介護3 (998 単位) 要介護4 (1,152 単位) 要介護5 (1,192 単位)						2907 100				夜間勤務等看 護(I) +23単位 夜間勤務等看 護(II) +14単位	+200単位 (7日間を限			
	(一)病院療養病床 経過型短期入所 療養介護費(I)	a.病院療養病床経過型 短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (720 単位) 要介護2 (828 単位) 要介護3 (975 単位) 要介護4 (1,064 単位) 要介護5 (1,154 単位)	2 (828 単位) 3 (975 単位) 4 (1,064 単位)												+120単位	
(2) 病院療養病床経過型	看護<6:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床経過型 短期入所療養 介護費(※) <多床室>	要介護1 (829 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,084 単位) 要介護4 (1,173 単位) 要介護5 (1,263 単位)	-25単位	×70/100			-12単位			病院療養病床 療養環境滅算 —25単位	-12単位	夜間勤務等看 渡(II) +14単位 夜間勤務等看 渡(IV) +7単位	度))	+90単位 (7日間を 限度)	+00単位 (7日間を 耐度)	片道につき +184単位
短期入所療養介護費 (1日につき)	(二)病院療養病床 経過型短期入所 療養介護費(Ⅱ)	a.病院療養病床経過型 短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (720 単位) 更介護2 (828 単位) 要介護3 (934 単位) 要介護4 (1,023 単位) 要介護5 (1,112 単位)														
	看護<8:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床経過型 短期入所療養 方限費(ii) <多床室>	要介護1 (829 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,043 単位) 要介護4 (1,132 単位)	単位) 単位) 単位)													
(3) ユニナ型病院療養病床																	
短期入所療養介護費 (1日につき)	(二) ユニット型病院療 介護費(II) 〈ユニット型準個室〉	ě 病床短期入肝療養	要介護1 (832 単位) 要介護2 (940 単位) 要介護3 (1.173 単位) 要介護4 (1.272 単位) 要介護5 (1.362 単位)			×70/100	×90/100		×90/100								
(4) ユニット型病院療養病床	(一) ユニ州型病院療療養介護費(I)(ユニ州型個室)	赛病床经過型短期入 所	要介護1 (832 単位) 要介護2 (940 単位) 要介護3 (1,087 単位) 要介護4 (1,176 単位) 要介護5 (1,265 単位)							×97/100							
を過去を規則人所療養介護費 (1日につき)	(二) ユニ·小型病院療 療養介護費(Ⅱ)〈ユニ·小型準個室〉	美 病床経過型短期入所	要介護1 (832 単位) 要介護2 (940 単位) 要介護3 (1,087 単位) 要介護4 (1,176 単位) 要介護5 (1,265 単位)														
(5) 特定病院療養病床短期入	所療養介護費	(一) 3時間以上4時間(二) 4時間以上6時間(三) 6時間以上8時間	未満 (900 単位)													+60単位	
(6) 療養食加算	(1日につき 23単	立を加算)															
(7) 特定診療費			····														
(8) サービス提供体制 強化加算	(二) サービス提供((1日(三) サービス提供((1日	につき 12単位を加算) 本制強化加算(Ⅱ) につき 6単位を加算) 本制強化加算(Ⅲ) につき 6単位を加算)															
(9) 介護職員処遇改善 加算	(一) 介護職員処遇 (1月につき +) (二) 介護職員処遇 (1月につき +)	−)の90/100)		注 所定単位は、(*	1)から(8)までによ	り算定した単位数の) 숨計										

(三) 介閣無見成長者を原原(目) (月につき +(一)の80/100) : 特定診療費、介護職員処活改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

				注	注	注	注	注	注	注
		基本部分		イエイス イエイス イエイス イエイス イエイス イエイス イエイス イエイス	常勤のユニットリー ダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が 未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	短知症行動·心理 症状緊急対応加 算	緊急短期入 所受入加算	在 若年性認知症利 用者受入加算	7年 利用者に対して送 迎を行う場合
	(一) 診療所 短期入所療養 介護費(I)	a.診療所短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (701 単位) 要介護2 (752 単位) 要介護3 (803 単位) 要介護4 (853 単位) 要介護5 (904 単位)							
(1) 診療所短期入所	看護<6:1> 介護<6:1>	b.診療所短期入所療養 介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (810単位) 要介護2 (861単位) 要介護3 (912単位) 要介護4 (962単位) 要介護5 (1,013単位)							
療養介護費 (1日につき)	(二)診療所 短期入所療養 介護費(II)	a.診療所短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 613 単位) 要介護2 658 単位) 要介護3 703 単位) 要介護4 748 単位) 要介護5 794 単位)			診療所設備基準	+200単位		+120単位	
	看護·介護 <3:1>	b.診療所短期入所療養 介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (722 単位) 要介護2 (767 単位) 要介護3 (812 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (903 単位)	×70/100		減算 60単位	(7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)		片道につき +184単位
(2) ユニット 型診療所 短期入所	(一) ユニット型記 介護費(I) 〈ユニット型個記	>療所短期入所療養 室>	要介護1 (813単位) 要介護2 (864単位) 要介護3 (915単位) 要介護4 (965単位) 要介護5 (1.016単位)		×97/100					
療養介護費 (1日につき)	(二) ユニット型記 介護費(II) 〈ユニット型準個		要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (915 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)							
(3) 特定診療療養介護		(一) 3時間以上4時間未(二) 4時間以上6時間未(三) 6時間以上8時間未	(900 単位)						+60単位	
(4) 療養食	加算	(1日につき 23単位を加算)		•					
(5) 特定診	療費									
		(一) サービス提供体	制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)							
(6) サービス 強化加算		(二) サービス提供体	(1日につき 6単位を加算)							
		(三) サービス提供体	制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
		(一) 介護職員処遇改善 (1月につき +所定	加算(Ⅰ) ピ単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)か	いら(6)までにより算定し	た単位数の合計				
(7) 介護職員	処遇改善加算	(二) 介護職員処遇改善 (1月につき +(一)) <i>0</i> 90/100)							
		(三) 介護職員処遇改善 (1月につき +(一)	加算(Ⅲ)							

: 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

			基本部分		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合 又は	注 看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 又 20/100を乗じて は 得た数未満の場 合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基 文 準に定められた医師の負数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	僻地の医師確保 計画を届出たもの 以外で、医師の数 びが基準に定められ た医師の員数に 60/100を乗じて 得た数末満である 場合	注 常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置していな い等ユニットケア における体制が未 整備である場合	注 緊急短期入所受 入加算	注 利用者に対して 送迎を行う場合
	大学病院	(一) 認知症 疾患型短期及 期入所療養 介護 看護〈3:1〉 介護〈6:1〉	a認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) 〈従来型個室〉 b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1.048 単位) 要介護3 (1.113 単位) 更介護3 (1.179 単位) 更介護3 (1.179 単位) 更介護4 (1.246 単位) 要介護6 (1.312 単位) 要介護6 (1.222 単位) 更介護3 (1.288 単位) 更介護6 (1.355 単位) 更介護6 (1.355 単位) 更介護6 (1.420 単位)		×70/100	×90/100		×90/100			
(1) 認知症 疾患型療養 人所護養 (1日につき)		(二) 認知症 疾患型接著 介護(II) 看護(4:1> 介護(4:1> 企差 型接 型接 型短 数 知 定 数 知 定 数 知 度 使 (II) (三) 認 知 和 元 所 度 養 養 (養 (III) (三) 题 短 表 所 度 要 (III) (IIII) (IIII) (IIII) (I	a 認知症疾患型短期入所 療養介護費() (從來型個室) b 認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) (多床室) a 認知症疾患型短期入所 療養介護費() (從來型個室) b 認知症疾患型短期入所 療養介護費()	東介護1 99 単位) 銀介護2 1,060 単位) 銀介護3 1,129 単位) 銀介護3 1,129 単位) 銀介護5 1,267 単位) 銀介護5 1,267 単位) 銀介護2 1,169 単位) 銀介護2 1,169 単位) 銀介護2 1,238 単位) 銀介護4 1,308 単位) 銀介護4 1,308 単位) 現介護5 1,376 単位) 現介護6 1,376 単位) 現介護6 1,376 単位) 現介護6 1,376 単位) 現介護6 1,186 単位) 現介護6 1,186 単位) 現介護5 1,231 単位) 現介護5 1,231 単位) 現介護6 1,231 単位) 現介護6 1,231 単位) 現介護6 1,231 単位) 現介護6 1,331 単位) 現介護6 1,331 単位)								
	一般病棟	介護〈5:1〉 (四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護〈4:1〉 介護〈6:1〉 (五) 認知症症疾型短期入所療養介護費(V) (五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	《多床室》 a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(1) 《従来型烟室》 b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 《多床室》 a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 《從来型烟室) b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 《後床室》	東介護4 (1273 単位) 現介度2 (1340 単位) 現介度1 (947 単位) 現介度1 (947 単位) 現介度2 (107 単位) 現介度2 (107 単位) 現介度2 (107 単位) 現介度3 (107 単位) 現介度4 (108 単位) 現介度5 (108 単位) 現介度6 (119 単位) 現介度6 (119 単位) 現介度7 (119 単位) 具介度7 (119 世) 具介度7 (1	×70/100			—12単位			+90単位 (7日間を 限度)	片道につき +184単位
(2) 認知症 疾患型経過 型短期入所 療養介護費 (1日につき)	(=	介護費(I) 〈従来型個室〉	怪過型短期入所療養 怪過型短期入所療養	现介版5 (1.259 单位) 现介版5 (790 单位) 现介版2 (855 单位) 现介版2 (855 单位) 现介版4 (988 单位) 现介版5 (1.030 单位) 现介版5 (1.030 单位) 现介版3 (1.030 单位) 现介版4 (1.030 单位) 现介版5 (1.162 单位)		×70/100	×90/100		×90/100			
(3) ユニット型 認知症疾患 型短期入所	大学病院	(一) ユニット型 認知症疾患型 短期入所療養 介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(i) 〈ユニット型個室〉 b.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ii) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (1.160単位) 東介護2 (1.225単位) 東介護3 (1.291単位) 東介護4 (1.358単位) 東介護4 (1.358単位) 東介護5 (1.423単位) 東介護3 (1.291単位) 東介護3 (1.291単位) 東介護5 (1.423単位) 東介護5 (1.423単位)						×97/100		
療養介護費(1日につき)	一般病棟	(二) ユニット型 認知症疾患型 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	aユニット型 認知症疾患型 短期入所療養介護費(i) 〈ユニット型個室〉 b.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ii) 〈ユニット型準個室〉	東介護1 (1.103 単位) 東介護2 (1.72 単位) 東介護3 (1.241 単位) 東介護3 (1.241 単位) 東介護4 (1.311 単位) 東介護5 (1.379 単位) 東介護5 (1.172 単位) 東介護3 (1.241 単位) 東介護3 (1.241 単位) 東介護4 (1.311 単位)								
(4) 特定認知 疾患型短期 <i>)</i> 療養介護費	派所	(一) 3時間以上(二) 4時間以上(三) 6時間以上	-6時間未満	(650 単位) (900 単位) (1,250 単位)								
(5) 療養食加	箅		(1日につ)	き 23単位を加算)								_
(6) 特定診療(7) サービス 体制強化加	是供	(二) サービス提	提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 提供体制強化加算(Ⅲ)	12単位を加算) 6単位を加算) 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加	算	(1月につき (二) 介護職員 (1月につき (三) 介護職員 (1月につき	処遇改善加算(I) + 所定単位×11/1000) 処遇改善加算(II) + (一)の90/100) 処遇改善加算(III) + (一)の80/100)	理の対象外の募定項目	注 所定単位は、(1)かi	ら(7)までにより算定し	た単位数の合計					